

プロローグ

1. 私は、平成11年10月、行政書士として登録し、独立開業するに至った。それまでは、司法書士事務所にて2年6カ月、法律事務所に事務長として6年1カ月勤務した。

そもそも、私が行政書士として開業したのは、「行政書士は、司法書士と同じく裁判所へ提出する書類の作成を業として行うことができる」ということを某弁護士、某行政書士から教えていただいたことにある。行政書士として、上記の業務が行えないのであれば、今日の私は存在しえない。

2. 開業後、早々から仮差押申立書作成や不動産競売申立書作成、手形訴訟等の訴状作成依頼を受けた。法律事務所に勤務していたこともあり、顔馴染の書記官が多い。開業の挨拶も兼ねて名刺を差し出すと、「頑張ってください」と言葉をかけていただいた。事務手続き等で不明な点があると、裁判所へ気軽に電話で尋ねることもある。又、部署によっては、公判期日を決定するに際し、担当書記官から私宛てに電話連絡があり期日調整を求められることもある。

3. 本年2月、長崎県在住の女性からの依頼で、長崎地方裁判所破産部へ自己破産申立書類を提出した。

後日、破産審尋の席で裁判官が申立人に対し、債権者に対する一部配当を実施することを条件として、同時廃止・破産宣告決定をしたいと考える。それにあたって、簡易管財人（配当のための積立金の管理及び配当実施、債権者からの差押等に対する予防措置や差押を実行された場合の異議手続き等が主な職務となる）を選任（長崎地裁の場合、少額事件においては、簡易管財人として通常書記官OB等を選任している）したいので、予納金12～13万円程度の準備は可能か検討していただきたい旨の説明を受けたとの由であった。

申立人は、年金のみで生活しており、配当原資

100万円を1年間で積み立てることだけでも相当の努力が強いられる。その上、予納金を早急に工面することなど到底無理であった。

そこで、私は担当書記官に対し、私のほうで簡易管財人の代替業務をさせていただきたい。そうすれば、予納金の負担はしなくて済む旨申し入れた。書記官は、自分では判断できかねるので、裁判官に相談してみる旨返事をされた。

その際、書記官から裁判事務に関する経験等の説明を求められた。私の裁判事務経験、特に破産事件処理に関しての実務経歴の質問を受けた。法律事務所において会社倒産等の破産事件を事務長として処理していたこと、その他一般の訴訟事件は相当数処理してきたことを概略説明した。

数時間後、上記書記官から私宛て連絡があり、「裁判官から積立・配当手続き等宜しくお願ひしますと伝えるようにと指示がありました。」とのことであった。目下、私の方で申立人の通帳を管理している次第である。

以上のとおりであって、私の行政書士としての業務の約80パーセント程度は裁判事務である。

4. ところが、本年5月18日、本人訴訟（ゴルフ会員権預託金返還請求訴訟）の第一回公判期日のため、福岡地裁第二民事部書記官室に赴いた。そこで、担当書記官（見知らぬ書記官）から以下のとおりの説明を受けた。

1:行政書士は報酬を得て裁判所へ提出する書類作成を行うことは、弁護士法、司法書士法に抵触し、違法行為である。こんな事をしていたら、弁護士会や司法書士会から摘発される。

2:無報酬又は依頼者が親戚であれば問題はない。

とした上で、「あなた依頼者とは親戚ですか。」と尋ねられた。

「違う。業務として行っている。」と返答した。「依頼者から直接依頼を受けたのか。」とも尋ねられた。司法書士の友人からの紹介である旨話したところ驚愕した様子であった。

書記官の上記の如き態度に逆に私のほうが啞然とした。公判時刻前の出来事だったので、殊更反論もせず、法廷の傍聴席へと足を急いだ。

5. 翌日、以上の件を本会法規部長であられる須郷昌徳先生に報告した。「そのような書記官に対しては、書記官忌避の申立をする対抗手段がある。富山では、調停事件において、行政書士が書類作成者という立場で調停室へ参考人として入室を許可していただきたい旨調停委員へ申し入れしたところ拒絶された。そのため、富山県行政書士会から上記調停委員にたいする忌避申立を行った。

この件については、プレス報道もされた。それから後、富山県では行政書士が参考人として入室を許可された事例がある。又、鹿児島県会の会員はここ最近、裁判事務に積極的に取り組んでる。」とのお話をいただいた。

私は、行政書士として裁判事務を業務の中心に位置づけており、そもそも、行政書士が裁判事務（書類作成）を業として行うことは、その権限を逾越して弁護士法に抵触しない範囲内（裁判所へ提出する書類の作成業務までと理解している）においては違法性が阻却されるものであり、又、司法書士との関係においては、両士業間で競合する分野であると確信していた。

ところが、前述の如き書記官事件があったのは、ややもすれば行政書士として、今後の裁判事務に支障を来し、場合によっては依頼者へ多大な迷惑を及ぼさないと限らない。かような訳で、標題について、以下のとおり検討する次第である。

第1章

行政書士は業として裁判所へ提出する書類作成を行うことができることについて

1. 『官公署』の定義について

行政書士法1条の2の『官公署』の定義であるが、これについて、平成9年6月10日、衆議院地方行政委員会での松本行政局長の答弁は以下のとおりである。

「現在の行政書士法の1条の官公署という意味でございますが、国又は地方公共団体の諸機関の事務所を意味しまして、行政機関のみならず、広く

立法機関及び司法機関のすべてを含むものと解されているところでございます」と述べられ、官公署の内には、明確に「司法機関」が含まれていることが確認できる。

仮に、国が行政書士の業務を行政機関に提出する書類作成業務のみに制限するならば、立法者は敢えて『官公署』とせずに『官公庁』とした筈である。因みに、官公庁の定義は「行政庁のこと。一般には、国と地方公共団体の役所のことをいう。」（大辞林）とされている。これらのことからして、国は、行政書士が司法機関（裁判所）へ提出する書類を作成することを認めた上で、現行の行政書士法を制定したと解釈することができる。

2. 行政書士法第1条の2第2項について

行政書士法第1条の2第2項には、「行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。」と記載されている。

「前項の書類」とは・・・

- 1:官公署に提出する書類
 - 2:権利義務に関する書類
 - 3:事実証明に関する書類
- のことである。

1の「官公署」については、前述したとおりである。なお、司法書士法との関係については、後述する。

2及び3についてはどうか。これについては、以下のとおりの解釈（新版行政書士マニュアル・青山登志朗著197頁）があるので、以下に引用する。

「行政書士業務である権利義務に関する書類及び事実証明に関する書類の大部分は、弁護士業務に該当します。弁護士業務では、法律事務全部を取り扱い得るのですが、「行政庁に対する不服申立事件に関する行為」、「その他一般の法律事務」に限り、書類作成について行政書士と競合することを、法が特別に定めました。すなわち、行政書士法は、弁護士法との関係では特別法に該当します。・・・行政書士法との関係では、官公署に提出する書類の作成行為が専門的分野ですが、権利

義務に関する書類、事実証明に関する書類は無限的な範囲を有します。」

以上のことから、行政書士が業として、「権利義務に関する書類」、「事実証明に関する書類」を作成することは、法律事務を取り扱うことになり、弁護士法第72条に該当するところ、法律が特に弁護士以外の者（行政書士）にその業務を行うことを認めたものであって、違法性を阻却し、正当な業務として適法であることが明白である。

因みに、裁判所提出書類として、権利義務に関する書類として、おおよそ該当すると思われるものを以下に例示する。

・権利義務に関する書類

- 1.自己破産申立書類
- 2.不動産競売申立書類
- 3.各種仮差押・仮処分申立書類
- 4.各種差押申立書類
- 5.訴状及び準備書面等(主張にかかる書面)
- 6.少額訴訟申立書類
- 7.支払督促申立書類
- 8.即決和解申立書類
- 9.調停申立書類
10. 家庭裁判所へ提出する各種申立書類等

なお、事実証明に関する主な書類としては、裁判等において提出する報告書がある。

以上のとおりであって、行政書士が業として裁判所へ提出する書類作成を行うことは法律で特別に認められており、正当な業務である。

参考までに、行政書士制度の沿革（新版行政書士マニュアル・青山登志朗著356頁以下を参考にした）について、以下に記載する。

行政書士のルーツは、明治5年8月3日（旧暦）太政官布告無号達にて発せられた司法職務定制とされる。その中には、証書人、代書人、代言人なる職業が制度として定められており、証書人は現在の公証人、代言人は弁護士、代書人は行政書士及び司法書士である。司法職務定制は、現在の裁判所構成法に相当するものである。司法職務定制

の第10章には、以下のとおり記載されている。

第10章

証書人代書人代言人職制

第41条

証書人

第一 各区戸長役所ニ於テ証書人ヲ置キ田畑家屋等不動産ノ売買貸借及生存中所持物ヲ人ニ贈与スル約定書ニ奥印セシム

第二 証書奥印手数ノ為ニ其世話料ヲ出サシム

第42条

代書人

第一 各区代書人ヲ置キ各人民ノ訴状ヲ調成シテ其詞訟ノ遺漏 無カラシム但シ代書人ヲ用フルト用ヒサルトハ其本人ノ情願ニ任ズ

第二 訴状ヲ調整スルヲ乞ウ者ハ其世話料ヲ出サシム

第43条

代言人

第一 各区代言人ヲ置キ自ラ訴フル能ハサル者ノ為ニ之ニ其事情ヲ陳述シテ王冤無カラシム

但シ代言人ヲ用フルト用ヒサルトハ其本人ノ情願ニ任ズ

第二 代言人ヲ用フル者ハ其世話料ヲ出サシム

証書人代書人代言人世話料の数目は後日を待て商量スヘシ

各区とは、裁判所の管轄区域を意味する。代書人制度は、各裁判所管轄区域内に設置を義務付けられたものであった。これが「代書人ヲ置キ」の内容である。代書人の業務は、「各人民ノ訴状ヲ調成」することであった。要するに、訴訟遂行上、当時の国民に専門的知識が無くても訴訟提起を可能とし、間違いのないようにすることが代書人制度の目的であった。

なお、司法職務定制は、代書人制度の根拠法令であったが、代書人全ての取締規定ではなかった。訴状を作成する代書人にのみ適用されるものであったと推測されよう。したがって、司法職務定制から直ちに他の代書人の存在を否定することは

できない。訴訟に關与する代書人が存在し、これを制度的に追認したのが上記司法職務定制の代書人規定だと理解することもできる。

(新版行政書士マニュアル・青山登志朗204頁他)

明治39年、代書業取締規則(明治39年8月23日警視庁令第52号)が制定された。(上記規則から、今回のテーマに則した条文を抜粋して以下に記載する)

第1条 本則ニ於テ代書業ト称スルハ他人ノ委託ヲ受ケ文書、図面ノ作製ヲ業トスル者ヲ謂フ

第4条 代書業者ハ左ノ行為ヲ為スコトヲ得ス

一 訴訟事件、非訟事件及其ノ他ノ事件ニ関シ代書以外ノ干与ヲ為シ又ハ之ヲ鑑定、紹介スルコト

上記代書業取締規則によれば、当時は司法代書とその他一般代書を行う代書人を殊更区別していなかった。つまり、現在の行政書士と司法書士は、制度からすれば同一の代書人であった。ただ訴状等裁判書類作成を主たる業務とするのか、その他一般の文書や図面作成を主たる業務とするのか、個々の代書人における得意分野で職務を遂行していただろうということが推測される。

大正8年4月10日、司法代書人法(現在の司法書士法)が制定され、翌大正9年11月25日、代書人規則(現在の行政書士法)が制定された。

代書人規則(大正9年11月25日内務省令第40号)の条文を抜粋して以下に記載する。

第1条 本令ニ於テ代書業ト称スルハ他人ノ法令ニ依ラスシテ他人ノ囑託ヲ受ケ官公署ニ提出スヘキ書類其ノ他権利義務事実証明ニ関スル書類ノ作製ヲ業トスル者ヲ謂フ

第9条 代書人及補助員ハ左記各号ノ行為ヲ為スコトヲ得ス

一 法令ノ規定ニ依ルニ非スシテ他人ノ訴願、訴訟又ハ非訟事件ニ関シ代理、鑑定、勧誘、紹介

又ハ仲裁其ノ他之二類スル行為ヲ為スコト

二 囑託セラレタル事件ニ付利害ヲ異ニスル他人ノ者ノ為ニ代書ヲ為スコト

上記規則第1条は、現行行政書士法第1条の2第1項に相当する。いわゆる行政書士の業務について、「他人の囑託を受け官公署へ提出すべき書類の作成その他権利義務に関する書類の作成を業とする者をいう」と定義している。その上で、第9条で法律事件への干与を制限(弁護士の独占排他的ともいえる訴訟事件等その他一般の法律事件に関する代理、鑑定、仲裁若しくは和解)している。

しかし、上記条文には、代理、鑑定、仲裁等を行うことは禁止しても、訴状作成等については禁止していない。要するに、訴状作成等の代書業務については、代書人の業務として何ら禁止するものではないと解釈することができる。司法代書人法第1条には、「本法ニ於テ司法代書人ト称スルハ他人ノ囑ヲ受ケ裁判所及検事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ業トスル者ヲ謂フ」と記載されている。なお、登記業務はもともと区裁判所において取り扱っており、当時は法務局という行政機関は存在しなかった。そのため、上記司法代書人法に「法務局」が記載されていないのである。

以上のとおり、行政書士法と司法書士法の根源は一つの法令から派生したものである。とりわけ、裁判所管轄内で訴状等の作成を業とした者を司法代書人とし、その他一般文書や図面の作成等を主たる業務とする者を一般代書人としたのであろう。そう考えれば、一般代書人の中にも訴状等の作成を一般文書や図面の作成と併せて業務として行っていた者も存在したのだと推測することができる。そうでなければ、代書人規則第9条を定めた意味はどこにあるのか、判然としない。

以上の経過を辿り、昭和26年2月22日法律第4号として行政書士法が制定され、同年3月1日施行されるに至った。又、司法書士法は、昭和25年5月22日法律第197号として制定され、同年7月1日施行された。

第2章

司法書士法との関係について

本章は、第1章と関連するが、ここでは現行法における行政書士と司法書士の業務範囲（土業間の垣根）について述べたい。

1. 行政書士法と司法書士法との対比

行政書士法第1条の2（業務）

第1項 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

第2項 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては業務を行うことができない。

司法書士法第2条（業務）

第1項 司法書士は、他人の囑託を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。

第2項 司法書士は、前項に規定する業務であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

以上が行政書士と司法書士のそれぞれの業務範囲及び他の法律との間での業務における制限規定である。

次に、行政書士法第19条と司法書士法第19条を比較してみたい。

行政書士法第19条（行政書士でない者の業務の制限等）

第1項 行政書士でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

司法書士法第19条（非司法書士等の取締り）

第1項 司法書士会に入会している司法書士でない者（協会を除く。）は、第2条に規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

さて、両者の法律関係は如何なるものか。私が知り得る限りでは、裁判所に提出する書類の作成について、両者間での争い等に関する判例はみることがない。それでは、両者は特別法と一般法という優劣関係が生じる立場に立っているのか。それは考え難い。

2. 司法書士の裁判事務への取り組みについて

そもそも、司法書士が総体的に裁判事務に積極的に取り組み始めたのもここ数年である。従前から一部の司法書士は、裁判事務に積極的に取り組んでいたが、大勢の司法書士は登記手続きを主たる業務としていた。

平成2年9月、大蔵省による総量融資規制がなされ、バブル経済崩壊を迎え、不動産は急激な底値時代到来となった。不動産は動かず、登記件数が極端に減少した。更には登記所の統廃合。なるほど、これでは本来の司法書士業務ともいえる登記業務が減少すればその他の分野開拓に迫られるのも当然である。おりしも大倒産時代到来。会社が倒産せずともサラリーマンが大量にリストラされるご時世である。多重債務による破綻等で自己破産件数は、年々急上昇している。

司法書士会は、最近に至ってクレジット・サラ金相談を実施しており、国民からもその活動に支持を受けつつある。又、地方の役場等へ赴いての巡業法律相談も始めているやに聞き及んでいる。

これら一連の活動は、ややもすれば弁護士法72条違反として弁護士会から警告を受けることもあり得る行為である。後者の巡業法律相談はさておき、クレジット・サラ金相談は弁護士会も容認し、更に裁判所にいたっては支援しているとも見受け

られる。

以前、全国で初めて静岡県司法書士会がクレジット・サラ金相談を実施するにあたり、同県弁護士会より弁護士法72条を盾に警告を受け、中止せざるを得ない事態に至ったらしい。しかし、その後、全国的にクレジット・サラ金問題が多発し、現状弁護士のみでは思うように対応できず、司法書士会によるクレジット・サラ金相談を事実上容認するに至ったのだろう。これは司法書士会の活発な活動によって獲得したものだ。まさに快挙である。

しかし、司法書士会によるクレジット・サラ金相談は全く問題がない訳でもないらしい。すなわち、消費者から相談を受ける司法書士全員が、自己破産手続きを含めた債務整理の処理方法について万全の知識を有しているものとは言えない。

机上の知識は多少備えていたにせよ、豊富な実務経験を有しているとは言い難いため、時として相談者に対して誤ったアドバイスを行う司法書士が若干であるが存在するとの由である。これでは、司法書士全体の信用失墜にもなりかねない。

この問題は、司法書士のみならず、我々行政書士も同じことである。しかしながら、司法書士による全国規模でのクレジット・サラ金相談は、ここ数年の活動であって、誤ったアドバイスが若干発生することはやむを得ないことである。司法書士は、それら問題点克服も含め時間を惜しまず、勉強会、研修会を積極的に開催し、実務に精通すべく研鑽されている。要は、それらの業務に取り組む士業の姿勢である。

的確なアドバイスを行うよう心掛け、相談者の利益になるべく迅速に処理することが一番重要なことである。

3. 行政書士が業として裁判所提出書類を作成する行為が司法書士法違反に該当するののかについて

そもそも行政書士が裁判所へ提出する書類を作成する行為が司法書士法違反に該当するののか。実態は、行政書士の業務と司法書士の業務とのグレーゾーン的に見られている分野ではなかるうか。

司法書士法が確固たる法律として制定されたの

は、大正8年の司法代書人法である。それには、前述したとおり司法書士の業務は、裁判所及び検事局へ提出する書類の作成と記載されている。行政書士法の前身である代書人規則には、官公署に提出すべき書類と記載されており、司法代書人法での「裁判所及び検事局」より作成できる書類の種類及び書類提出先機関の範囲が広範囲に及んでいること自明の理である。

『官公署』の定義については、前章にあるとおり、行政機関のみならず、立法機関及び司法機関も含む旨行政局長が述べられている。行政書士法及び司法書士法それぞれ国が定めた法律である。仮に、国が行政書士の業務を行政機関に提出する書類作成業務（ここでは、権利義務及び事実証明に関する書類は度外視させていただく。）のみに制限するならば、立法者は敢えて『官公署』とせず『官公庁』としたこと前述したとおりである。

4. 行政書士と司法書士の業務範囲の競合について

行政書士と司法書士の業務範囲が競合する主なものを以下に掲げる。（新版行政書士マニュアル214頁以下を参考にした）

- 1 警察署へ提出する告訴状・告発状の作成は、行政書士及び司法書士の業務とされている。（根拠・昭和14. 2. 17警察部長回答）
- 2 法務局へ提出する帰化申請書類の作成は、行政書士及び司法書士の業務とされている。（根拠・昭和37. 5. 10自治省行政課長回答）

1については、警察署に提出する書類の作成であるから、本来行政書士の業務である。しかし、代書人制度の経緯からして、大正8年に司法代書人法制定以前、明治39年の警視庁令第52号代書業取締規則によるところではないかと推測する。当時、司法代書人法という法律が誕生する以前、代書人全ては上記規則に拘束され、その罰則権者は警視庁であった。裁判事務専門の代書人も時として、告訴状を警察署へ提出していたのではなかるうか。その慣習が現在に至ると思われる。

2については、以下のとおりの解釈がなされている。

司法書士の立場から制限解釈すれば、法務局に提出する書類であるから、司法書士の独占業務と解する余地があるが、帰化の許可権者は法務大臣（行政庁）であるから、法務局長は経由機関にすぎないので、その手続きの本質からすれば行政書士業務と解される。このような事柄の性質を踏まえて、法務省民事局長は、行政書士、司法書士の競合を認めたものとする。・又、検察庁に提出する告訴状・告発状は司法書士の業務であるが、行政書士も作成することを許容されている。検察庁はあくまで行政庁であるということが理由であるとする。したがって、告訴状・告発状の作成の許容は例示にすぎないと解されている。検察審査会に対する不服申立書作成等も行政書士の業務である。（新版行政書士マニュアル214頁）

以上の次第であって、行政書士法第1条の2の『官公署』には司法機関（裁判所）も含まれるところ、司法書士法において制限されているので、行政書士は裁判所へ提出する書類の作成を業として行うことはできないと仮に解釈すれば、法務局（帰化申請書）、検察庁（告訴状・告発状）へ提出する書類を作成することを行政書士及び司法書士の相互の分野であるという見解は矛盾する。

裁判所は司法機関であり、法務局・検察庁は行政機関であるので、法務局と検察庁へ提出する書類については行政書士においても作成を認めるという見解であれば、行政書士が登記申請書を作成し、提出することも認めるべきではないだろうか。もともと行政書士と司法書士は、その歴史が司法職務定制に一つの代書人制度として位置付けされていたもので、約半世紀もの間、同じ法制度化におかれた職であったことからしても、双方の業務範囲を完全に分割化すること自体、非常に難しい問題である。

結局、裁判所へ提出する書類の作成については、司法職務定制以来、裁判所専属の代書人がその職務に専念し、その他の代書人は裁判書類以外の一

般文書等の書類作成に力を注いだ。そうこうする内に、大正8年の司法代書人法が制定され、司法書士としての確固たる地位を獲得し、法律上、裁判所及び検事局へ提出する書類専門の代書人として位置付けられた。その一年後、代書人規則が制定され、現在の行政書士が誕生した。

当時の代書人規則1条には、一般代書人（現行政書士）の業務を「官公書に提出すべき書類の作成云々・・・」とした上で、第9条では、訴訟事件における代理、鑑定、仲裁等は禁止されていたが、代書業務まで禁止するものではなかった。これからしても、『官公署』には当然に裁判所を含めており、一般代書人が裁判所へ提出する書類を作成することを禁止するという解釈は成り立ち得ない。

以上のような条文解釈ができるものの、一般代書人の大多数は裁判書類作成を業とすることは殆どなかったであろう。法律で裁判書類作成業務が認められているにもかかわらず、それを行う一般代書人が殆ど存在しないがために、代書人規則9条1項のみ封印されたような感を受ける。このような経過を辿り、昭和25年司法書士法制定、翌年行政書士法制定に至ったと推測される。

これらの歴史的背景からして、行政書士は、行政機関へ提出する書類作成しか許されず、裁判所へ提出する書類の作成は司法書士の業務であるという誤った先入観が前面に呈したものと判ぜざるを得ない。そう解釈しなければ、法務局（帰化申請書）、検察庁（告訴状・告発状）へ提出する書類の作成は行政書士及び司法書士の業務が競合するとの見解と矛盾する。

以上の次第であって、司法書士法との関係に照らしても、行政書士が裁判所へ提出する書類作成を業務とすることは当然に認められるべきことである。

今後、司法書士とこれら競合する業務分野について、共存共栄を図るべく、合同研修会等を開催することは必要なことだと思料する。

第3章

弁護士法との関係について

1. 行政書士法第1条の2と弁護士法第3条、同72

条との関係について

(1) まず、弁護士法第3条1項には、弁護士の職務として、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署に委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」と記載されている。ここで問題として考えるべきことは、「その他一般の法律事務」という文言の解釈である。以下、条解弁護士法(日本弁護士連合会調査室編著・弘文堂)を引用する。

条解弁護士法によれば、法律に規定する事項に関連する事務全般を弁護士の職務としている。なお、本条と後述する72条の規定の仕方の差異に着目し、本条の「一般の法律事務」に該当する行為であっても、72条の適用を受けないものがある。

すなわち、本条によって弁護士の職務とされている行為の全部について、弁護士が独占的に取り扱うことができるわけではない、とする説がある(福原58頁)。これは、72条の「一般の法律事件」の意義につき「事件性」を必要とする前提に立つ考え方である(福原288頁)。

(2) 行政書士法第1条の2と弁護士法第72条との関係について

以下、条解弁護士法を参照に述べることとする。

(弁護士法第72条の趣旨等)

弁護士法第72条は、非弁護士の法律事務の取扱等の禁止として、「弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事件等を取り扱い又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。但し、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と記載されている。(条解弁護士法526頁)

上記の構成要件を要約すれば、以下のとおりである。

弁護士でない者

法律事件に関する法律事務を取り扱うこと

法律事件に関する法律事務の取り扱いを周旋すること

報酬を得る目的があること

業としてなされること

「法律事件」とは、判例等によれば、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は、新たな権利義務関係の発生する案件をいうものとされる。

「法律事務」とは、(一般的に法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は、新たな権利義務関係の発生する案件について)法律上の効果を生じ、変更する事項の処理をいう、とする判例があるが、そのみではなく、確定した事項を契約書にする行為のように、法律上の効果を生じ、変更するものではないが、法律上の効果を保全・明確化する事項の処理も法律事務と解される。とされている。(条解弁護士法539頁)

行政書士法第1条の2と弁護士法第72条との関係について、第1章で述べたが、これについて条解弁護士法551頁以下に以下のとおり記載されている。

現在、弁護士の周辺に、弁護士が取り扱う法律事務と重複する職務を行う職種が、法令等に基づいて相当数誕生しているが、本条(72条)との関係について直接規定するものは皆無であって、職種間の調整は極めて困難な問題となっている。」……「行政書士に関しても、行政書士法1条の2に司法書士(法第2条)とほぼ同一体裁の規定がある。そして、司法書士の場合と同様な問題があるが、前記と同様に考えるべきであろう。

上記の「前記」につき、以下のとおり記載されている。

即ち、単なる書類の作成にとどまる場合であっても、機械的な筆記にとどまらず、一定の法的判断が加えられることは当然であるから、それが本条（72条）にいう「法律事務」の取り扱いに該当せざるを得ないものと考えられる（福原・295頁は、「両者間に質的境界を設けることは不可能に近い」としている。）しかし、そうだとすると、司法書士は、弁護士法の禁止によって司法書士の業務を行うことができなくなってしまう。更に弁護士法は、司法書士法2条2項にいう「他の法律」に該当すると考えても、同様の結論にならざるを得ない。

すなわち、弁護士法中には「他の法律に別段の規定があるときは、この限りでない」とする趣旨の定めは存しないし、司法書士法中にも弁護士法の適用を除外する趣旨は規定されていない。また、弁護士と司法書士とが一般法と特別法の関係にあるとする根拠もない。」

なお、行政書士が法律事務を取り扱うことと弁護士法第72条との関係、司法書士が法律事務を取り扱うことと弁護士法第72条との関係についての判例があるので、文末に参考までに掲示する。

2. 行政書士法1条の2には、第1項として「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。」と記載され、第2項には「行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできない。」とされている。

第1章と重複するが、行政書士が行政書士法1条の2に規定された「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類」を作成することは、法律事務に該当し、弁護士の業務の一部と重複するが、国が行政書士法を制定して一定の資格を有する者のみを行政書士としてその書類作成業務を独占的に行わせ、他の者に取扱いを禁止している趣旨からして、行政書士が他人から嘱託を受けた場合に、唯単にその口述に従って機械

的に書類作成に当るのではなく、嘱託人から真意を聴取しこれに法的判断を加えて嘱託人の所期の目的が十分叶えられるように法的に整理すべきことは当然であり、職責でもある。又、行政書士の業務は、弁護士業務の一部であり弁護士法72条にいう一般の法律事件に関し法律事務を取り扱ったことに該当し、しかも報酬目的で業となされることも明白であるが、勿論法律が特に弁護士以外の者にその業務の一部を行うことを認めただのものであって、いわゆる正当な業務として適法であることはいうまでもないと解釈できる。

3. 行政書士法第1条の2と弁護士法第3条、同72条との関係についての結論

前記のとおり、行政書士は、裁判所へ提出する書類の作成は当然に業として行うことができると解釈できる。又、行政書士法1条の3には「・・・行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続きを代って行い、又は当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。」と規定されている。

行政書士が裁判所へ提出する書類の作成及び提出手続きを依頼者に代って行うことは当然に法律で認められており、上記範囲内の行為を業とすることは、弁護士法72条の違法性を阻却し、正当性を有するものである。又、上記1条の3後段「・・・当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。」から鑑みると、「行政書士による相談会」として、裁判所へ提出する書類の作成に関し、一般消費者からの相談に応じる場を設けることが可能であると思料する。

4. 行政書士事務所が、「民事法務コンサルタント」や「〇〇法務事務所」等の名称を使用することについて

以前、福岡県弁護士会から某行政書士に対し、「民事法務コンサルタント」なる名称の使用禁止の警告書が送られたことがある。又、「〇〇法務事務所」なる名称は使用しないようにとの説明がなされた事があるやに聞き及んでいる。これらに関連して条解弁護士法（566頁以下・因みに当該書籍は日本弁護士連合会調査室編著である）に以下のとおり記載されている。

弁護士法第74条（非弁護士の虚偽表示等の禁止）

1項 弁護士でない者は、弁護士又は法律事務所の表示又は記載をしてはならない。

2項 弁護士でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の表示又は記載をしてはならない。

「本条の趣旨は、弁護士でない者が弁護士、法律事務所等を詐称し、あるいは法律相談等を取り扱う旨の標示をなすことによって、一般人がこの者を弁護士と誤信する等して損害を被ることを防止しようとするものである。

旧法では、「弁護士ニ非サル者ハ利益ヲ得ル目的ヲ以テ弁護士事務所、法律事務所其他之ニ類似スル名称ヲ使用スル事務所ヲ設クルコトヲ得ス」とし、事務所設置のみならず名刺、看板等いかなる手段・方法をもってしても、弁護士・法律事務所等の名称の使用を禁止したのである（なお、佐藤藤佐「法律事務取扱の取締に関する法律に就いて」法律新聞3974号3ページは、同法が対象としていたのが、弁護士にあらずして法律事務を取り扱うことを業とするいわゆる三百代言ないし事件屋であったことを明らかにしている。）なお、福原・303頁は、「従前は、『法律事務取扱の取締に関する法律』3条では、弁護士、法律事務所その他これに類似する名称の使用を禁ずることとされていたが、本条では類似する名称は削られている。それは、本条が刑罰法規であるが、類似の名称というのでは、取締りの範囲があいまいとなるのでこれを避けたのである。また、実際問題としても、取締りの必要があるものについては、本条2項の規定により十分まかないうると判断されるからである」とする。本条の趣旨及び取締り範囲が旧法と基本的に同一であるとする点は首肯しうるが、類似する名称を削除した理由が本条が刑罰法規であるためであるとする点は、他の法律における前記のような取締り規定の存在を考えれば疑問である。本項が禁止するのは、「弁護士」又は「法律事務所」という名称そのものであり、これに類似する名称は、2項に該当するかどうかは別として、本項の禁止の対象外である。例えば、「ローヤー」あるいは「Lawyer」という語が弁護士を意味することが現代の日本において周知であるとし

ても、この標示は、1項にいう「弁護士」の標示には該当しない。問題となりうるのは、右の名称が他の語とともに用いられている場合である（例えば、弁護士補、事務弁護士等）。本項が刑罰の構成要件として厳格に解釈されるべきことを考えれば、弁護士、法律事務所という名称と他の語が独立して観念される場合と、そうでない場合を区別し、前者の場合には1項に該当するが、後者の場合には他の語と右名称が一体として標示・記載されているものとして、1項には該当しないと解すべきであろう。なお「国際事務弁護士」の名刺を使用することが弁護士の標示をしたものとして本条1項に違反するとした判例がある（大分簡裁平成2.3.26公刊物未登載）。

（他法との比較）

本条と同様の規定は、行政書士、司法書士等、〇〇士として特定の名称を使用することを認める法律にほぼ共通して置かれている。その基本的な形式は「〇〇士でない者は、〇〇士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない」というものである他法においてこのような規定が置かれているのは、特定の資格を有する者に特定の称号を使用することを認め、各種の機能を認めるという当該制度の当然の帰結として、右資格を有しない者が右称号を使用することを禁止し、かつ、この称号に類似する名称についても、その使用を放置するならば、一般人がこれを正規の資格・称号と誤認混同するおそれが大きいため、その使用を禁止しているのである。」

第4章

行政書士の裁判事務への取り組みとその実態

私は、昨年10月に登録したばかりで、行政書士の諸先輩方におかれて裁判事務にどの程度の範囲（自己破産のみか、簡易裁判所における支払督促、少額訴訟、通常訴訟までか、更には地裁管轄とされる不動産競売申立、仮差押・仮処分申立、更には通常訴訟までを業務の範囲とされているのか等）で取り組んでおられるのか判然としない。しかし、若干ではあるが、同支部や他の支部の先輩

方と裁判事務についての情報交換をさせていただいた。それによれば、個人の自己破産・支払督促・家事事件等の書類作成が大半を占めているように思われた。

1. 行政書士が裁判事務を業とする意味

例えば、多額の損害賠償事件や裁判上争訟性が高い事件、医療過誤、建築訴訟、証券取引法違反、詐欺商法等の高度な専門知識が要求される案件については例外なく弁護士の独占業務である。しかし、社会にはかような事件ばかりではない。むしろ、多重債務で苦しんでいる者や、少額の債権回収に苦労している者のほうが圧倒多数である。

前者の場合、自己破産申立を決意したものの弁護士費用（弁護士費用、予納金等の実費を含めて約40万円前後が福岡の相場である。）が工面できない。しかし、自己では破産申立書を作成することなど到底なしえない。法律扶助協会を利用する手段がないわけではない。しかし、上記協会を利用するには、原則生活保護者が利用対象者であるとの要件がある。なお、上記協会が利用できたにせよ無料ではない。

自己破産申立をするだけの費用捻出がなしえない者は、自殺や夜逃げを最後の手段とする以外選択はないのか。そのような窮境にたたされた者のできる限りの低廉な費用（場合によってはボランティアもありえよう）で破産申立を支援してやることは行政書士や司法書士の職責ではないだろうか。

次に、少額の債権回収が思うようにできず悩んでいる者のケースではどうか。ここでいう少額とは、50万円未満程度の貸金債権等の事を示している。弁護士事務所へ一見で相談に行ったにせよ門前払いもしくは知り合いの司法書士を紹介されることが殆どだろう。場合によっては30分程度のアドバイスを受けられるやもしれない。弁護士の職務なるもの基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とすることをコンセプトとしておられる先生であれば、事情も多少違うだろう。

しかしながら、弁護士費用（着手金）の最低額は、10万円と規定されている。更に事件解決後は着手金と別途、一定額の報酬を支払わなければならない。

これで依頼者は満足できるだろうか。かようなケースでは、弁護士に依頼するより、むしろ行政書士や司法書士へ書類作成を依頼し、債権回収を図るべきであろう。

上記二者はほんの一例に過ぎない。しかし、これらの軽微な案件を我々行政書士が事務処理を遂行するにあたって、全く問題が発生しないとも限らない。問題は、個々の行政書士に法律理論及び実務上の解釈がどの程度備わっているかである。

自己破産申立書を作成する場合、その過程においてさまざまな問題点が浮上してくる。自宅は自己所有であるが破産したらどうなるのか、自動車を所有している、生命保険に加入している、税金の支払はどうなるのか、これらはほんの一例であるが、プロとして書類を作成する以上、この程度のアドバイスがまともにできないようであれば、かえって依頼者に損害を蒙らせることも有り得る。そのためには、しっかりとした法律知識と実務上の取り扱いを修得した上で、書類作成にあたるべきである。

自己破産関係の事務処理については、破産法、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法、不動産登記法、商業登記法程度は学ぶべきであろう。実務の習得については、当会からの申し入れで裁判所書記官を招いて実務研修会を開催すべきである。この方法が一番効果的である。

少額の債権回収を行政書士が業として遂行する場合、まずは依頼者との打ち合わせで債務者から債権回収の見込みは有るのか事情聴取することになる。

債務者が、仕事もまともにしていない。その他これといっためぼしい資産も期待できない。かような場合、やみくもに債務名義を取得しても差し押さえるべき資産がなければ時間と費用の無駄に終わることとなる。

依頼者の中には「金だけの問題ではない。このままでは腹の虫がおさまらない。」という者もいるだろう。債務者に資産らしきものが無ければ法的措置を執っても費用と時間が無駄に終結することがある旨、依頼者へ十分な説明しておくことが肝要である。

それが依頼者と我々法律家との信頼関係であ

る。その上で、債務者に対し、内容証明を差し出すか否かということになる。場合によっては、訴訟まで発展することも事件解決のシミュレーションとして説明しなければならない。通常訴訟で処理するのか、少額訴訟か、支払督促か、依頼者にとって一番有利な方法を選択しなければならない。これについても、それぞれの訴訟における法的な要件（例えば、支払督促は、債務者の住所地が専属管轄裁判籍となり、これは強行規定であるので、例外的に合意管轄等が許される余地はない等）は押さえておく必要がある。法律と実務に精通し、より良質な書類作成をすることが肝要である。

2. 行政書士が裁判事務をなす場合、どの分野を主とすべきか

これは個々の行政書士で能力差があるので、一様に規定するのは困難であるが、行政書士は弁護士とは違うので、ある程度の範囲は目安として図っておくべきである。以下に例示する。

1. 簡易裁判所へ提出する書類作成について

支払督促、少額訴訟、通常訴訟（但し、債権が明確で相手方が全面的に争ってこないと予測される程度の案件等）

2. 家庭裁判所へ提出する書類作成について

審判事件を除くその他書類作成手続きの範囲内で終了するような案件（相続放棄、養子縁組、遺言の検認、氏の変更等）

3. 地方裁判所へ提出する書類作成について

個人の自己破産、不動産競売、各種差押、各種仮差押等（福岡地裁であれば民事4部に属する案件）

争いが予想される訴訟等は、依頼者に対する反対尋問が行われた場合の対処方法や弁論準備手続き、和解手続き等非公開で行われる場合の対応に非常に苦勞する。したがって、それらの案件については最初から弁護士へ依頼すべきと思料する。

3. 結論

弁護士業務との関係において、行政書士が裁判所へ提出する書類作成を業として行う場合、どの範囲まで行ってよいのか。

具体的に線引きできれば業務範囲が明確化されて業務遂行上、効率がよいが、なかなか難しいところであるというのが結論である。その旨ご了解いただきたい。

前項で記載した各審級裁判所へ提出する書類作成をひとつのメルクマールとお考えいただき、その上で、各人の能力の範囲内で業務を遂行することが当然の帰結となる。

私は、弁護士が通常あまり受任しない程度の軽微な案件を中心に書類作成業務をおこない、事件解決までの支援を中心にすべきだと理解している。

エピローグ

1. 現在、司法制度改革では、弁護士と隣接法律専門職種（行政書士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士）の関係が一つの争点となっている。

日本行政書士会連合会は、当会の要望の一つとして行政訴訟における出廷陳述権を提言している。これについて、全国の行政書士がどのように考えておられるか。個人的には貧弱な提言だと思料する。東京地裁や大阪地裁での年間の行政訴訟事件数は把握していないが、福岡地裁の場合、せいぜい10件程度である。福岡地裁でその程度だから、更に地方では年間受理事件数ゼロもかなり有る筈だ。

この現状で行政書士がどれほどの需要があるのか。日行連の上記提言にはあきれてしまう。百歩譲って考えるに、何らかの形で公式に行政書士が裁判事務に関与する切り口程度にはなるかも知れない。その程度の提言であることをしっかりと自覚していただきたい。

2. 現在、国民は我々に何を求めているのか。

それを先ずもって考えるならば、上記提言よりも優先して検討すべき事案がある筈だ。

規制緩和（ここでは許認可手続のこと）によって、行政書士の独占排他的業務である許認可申請手続業務が解禁されようとしている。経済界からの強い圧力や市販のソフトが浸透することで行政書士としての許認可申請業務の殆どは淘汰されよ

うとしている。そのような窮境の時期に敢えて上記の如き提言をすることは理解に苦しむ。

自己破産や簡易裁判所における各種書類作成及び提出手続、民事執行手続、家庭裁判所における簡易な事件の手続き代行権等の獲得を要望すべきである。そして、これらの法律事務を行政書士が業として当然に行いうる旨、行政書士法の一部改正案に追記すべきである。今回の司法制度改革で行政書士にとって有益な権限を獲得できなければ、行政書士の業務権限は100年位は変更なし、更には資格制度廃止という最悪の結果を惹起しかねないと危惧する。

マスコミ各社に対しても、行政書士の存在、業務能力を積極的にアピールし、プレス報道を通じて広く国民に対し、認知してもらおう等図っていただきたいものだ。

日行連が、行政書士の資質向上、確固たる地位の獲得、国民からの信頼及び必要性、若手行政書士を増加させることを真剣に考えるならば、司法制度改革委員会へ提言すべき内容について、再度検討すべきである。

3. ここ数年、一部の行政書士は裁判所提出書類作成をはじめ、各種契約書作成、知的所有権に関する書類作成、交通事故における保険金請求手続等積極的に取り組んでいる。今後、行政書士は、これらの分野を中心として活躍し、国民からの信頼を得る時ではなからうか。そのためには、各単位会が率先して、これらの活動を支援すべきである。

以上

(参考文献等)

「条解弁護士法」

日本弁護士連合会編著・弘文堂

「新版行政書士業務マニュアル」

青山登志朗著・第一法規出版

「法学の基礎」団藤重光著・有斐閣

「ジュリスト・NO1180、6月15日号」

有斐閣

「月間司法改革・NO8」現代人文社

(判例)

行政書士による軽微な事件の示談行為につき弁護士法第72条を適用できないとした判例

(弁護士法違反被告事件、札幌地裁昭和43年(わ)第584号、昭和46.2.23判決、判時624号93頁、但し、以下の記載は判決の要旨である)

「最近、弁護士の資格を有しない者で、交通事故による損害賠償の示談のとりまとめなどを行う者が増えており、また、かなり利用もされているようである。本件の被告人(行政書士)は、会員を集め、会員の車両に関して交通事故が発生した場合当該会員の依頼をうけてその代理人となり、事故の相手方との間に損害賠償についての示談の交渉をしたり、示談契約の証書を作成したり、さらに自賠責法に基づく保険金の請求手続をしてやるなどの事務を引受けていた。検察官は、被告人が取り扱った39件につき、弁護士法72条前段に違反するとして起訴していた。本判決は、弁護士法72条前段にいう「訴訟事件・・・その他一般の法律事件」の意味が厳格に解釈すべきものとし、民事事件についていえば、「紛争の実体、態様などに照らして、一般人がこれに当面しても、通常、弁護士に依頼して処理することを考えないような簡易で少額な法律事件」はこれに含まれないと解釈すべきである、との立場に立ち、右39件のうち28件については同条違反の罪の成立を認めたものの(包括一罪)その他11件については、「訴訟事件・・・その他一般の法律事件」に関して法律業務を取り扱った場合にはあたらないとして同条違反の罪の成立を否定した。本判決も述べるとおり、従来の判例・学説は同条にいう「・・・その他一般の法律事件」とは、「同条例示の事件以外の、権利義務に関し争いがあり、若しくは権利義務に関し疑義があり、又は新たな権利義務関係を発生する案件」を指すものとし、およそ非弁護士が報酬を得る目的をもって右の意味における法律事件に関して法律事務を取り扱うならば、すべて弁護士法72条前段違反の罪が成立すると解してきたようである(東京高判昭39.9.29他)。これに対して、本判決は、本条の立法趣旨、法律事務の激増、弁護士制度の実情等を詳細に検討し、予想される反論に対して逐一反ばくを加え、前記のように厳格に厳格に解釈すべきものであるとした。本判決の説示す

るところは説得力に富むものである……」

行政書士が業として権利義務又は事実証明に関する書類作成を行うことにつき弁護士法72条を適用できないとした判例（東京地裁平成5年4月22日・判タ829号、但し、以下の記載は判決の要旨である）

行政書士が、依頼者である相続人のため、相続財産、相続人の調査、相続分なきことの証明書や遺産分割協議書等の書類の作成をなし、或いは右書類作成にあたって他の相続人らに遺産分割についての依頼者の意向を伝え、右各書類の内容を説明することは行政書士法1条（但し、現行法令では1条の2）に規定する「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成にあたるので行政書士の業務の範囲内であるが、遺産分割について紛争が生じ争訟性を帯びてきたにもかかわらず、他の相続人らと折衝することは行政書士の業務の範囲外であり、弁護士法72条の「法律事務」に該当し、いわゆる非弁活動になり、他の相続人らとの折衝についての報酬を請求できない。

司法書士が法律事務を取り扱うことと弁護士法第72条との関係についての判例

1(松山地裁西条支部判昭和52年1月18日・判時865号)

司法書士が作成する書類は、訴状、答弁書、告訴状、登記申請書類など、いずれをとってみてもこれに記載される内容が法律事件に関係するものであるから、右書類作成については相当の法律的素養を有し法律知識がなければできないこと（である。）……従って、（司法書士は）他人の囑託があった場合に、唯単にその口述に従って機械的に書類作成に当たるのではなく、その囑託人の目的が奈辺にあるか、書類作成を依頼することが如何なる目的を達するためであるかを、囑託人から聴取したところに従い、その真意を把握し究極の趣旨に合致するように法律的判断を加えて、当該法律事件を法律的に整理し完備した書類を作成するところにその業務の意義がある……かように見てくれば、弁護士と司法書士は共に国民の法律生活にたつものといえる。沿革的にも、明治5年8月3日太政官無号達の司法職務定制に代言

人、代書人の区別がみられ、明治6年7月17日太政官布告第247号の訴答文例を見れば、代書人をして裁判所に持ち込まれる多様な形態の紛争を文例に従って整理し裁判所に導入する役割を果たさせ、かつこれに法的効果を加えさせている……。

而して、本人の囑託ないし委嘱は、かたや書類の作成であり、他は法律事務を行うことの依頼であり、その内容は異なるにせよ、司法書士、弁護士の両者共にその法律上の性質は委任された事務の処理であることに変わりがなく、弁護士に対しては包括的な法律事務を取り扱うことの事務処理であり、司法書士に対しては個々の書類の作成という個別的な委任事務の処理が普通であろうが、依頼の趣旨によっては、司法書士に対しある程度包括的な書類作成事務の処理という包括的なものも考えられないではなく、従って、右両者の区別を委任事務の個数によって区別することは出来ない……。

もとより、……書類作成の囑託を受けるに当たって、依頼人から法律事件について法律相談を受ける場合もあるが、これが報酬を得るのではなく、又右書類作成囑託の目的に反しない限り司法書士がその有する法律知識を活用して法律相談に応ずることは何ら差支えなく、弁護士法72条の規定は何も国民を法律的に無知蒙昧、即ちこれを法律的につんば棧敷に置こうとするものではない。

然しながら、右書類作成の域を越えて他人間の法律的紛争に立ち入って書類作成に関係のないことまで法律事務を取扱うことは司法書士の業務に反し弁護士法72条に背反する場合も出てくる……。

（弁護士法72条の）法律事務を取扱うとは法律事件についてその紛議の解決を図ることをいい、……法律事件の紛議の解決は自らの意思決定によって法律事件に参与し、（鑑定、代理、仲裁、和解等）の手段方法を以て自らの判断で事件の解決を図ろうとすることをいうと解され（る）……。

従って、被告人の所為が弁護士法72条に違反するかどうかは、右書類作成囑託の究極の趣旨を外れ、職制上与えられた権限の範囲を逾越し、自らの意思決定により自己の判断を以て法律事件の紛議の解決を図ろうとしたものであるからどうかか

によって判断すべきもの、即ち、右の権限逾越か否かが区別の本質的基準と考えられるのである……。

2(松山地裁西条支部判昭和54年6月11日・判時946号)

(本条の制定趣旨からすれば) 弁護士法所定の登録を経た弁護士でない者が、報酬を得る目的で業としてする限り、それが紛争解決に直接結び付く事項であるかどうかや、態様の如何にかかわらず、鑑定、代理、仲裁、和解はもとより、その外にも法律上の効果を生じ変更する事項を処理することを禁止するものと解するのが相当である。

司法書士の業務である訴訟関係の書類作成は、弁護士の主要業務の一部と全く同一であることからして、右書類作成については相当な法律知識を必要とすることは……明らかであり、また国が司法書士法を制定して一定の資格を有する者のみを司法書士としてその書類作成業務を独占的に行わせ、他の者に取扱いを禁止している趣旨からして、司法書士が他人から囑託を受けた場合に、唯単にその口述に従って機械的に書類作成に当るのではなく、囑託人から真意を聴取しこれに法律的判断を加えて囑託人の所期の目的が十分叶えられるように法律的に整理すべきことは当然であり、職責でもある。

けれども、弁護士の業務は訴訟事件に関する行為その他一般の法律事務の取扱に亘る広範なものであるのに対し、司法書士の業務は書類作成に限定されていること、弁護士は通常包括的に事件の処理を委任されるのに対し、司法書士は書類作成の委任であること、訴訟関係書類の作成が弁護士業務の主要部分を占めているのに対し、司法書士の業務は沿革的に見れば定型的書類の作成にあったこと、以上の相違点は弁護士法と司法書士法の規定の違い 特に両者の資格要件の差に基づくこと、並びに弁護士法の制定趣旨などから考察すれば、制度として司法書士に対し弁護士のような専門的法律知識を期待しているのではなく、国民一般として持つべき法律知識が要求されていると解され、従って、司法書士が行う法律判断作用は、囑託人の囑託の趣旨内容を正確に法律的に表現し

司法(訴訟)の運営に支障を来さない限度で、換言すれば法律常識的な知識に基づく整序的な事項に限って行われるべきもので、それ以上専門的な鑑定に属すべき事務に及んだり、代理その他の方法で他人間の法律関係に立ち入る如きは司法書士の業務範囲を越えたもの(である)。

司法書士の業務は、弁護士業務の一部であり弁護士法72条にいう訴訟事件その他一般の法律事件に関し法律事務を取り扱ったことに該当し、しかも報酬目的で業としてなされることも明白であるが、勿論法律が特に弁護士以外の者にその業務の一部を行うことを認めたものであって、いわゆる正当な業務として適法であることはいうまでもない。しかし、法令の定めに従わない業務執行が違法性を阻却しないこともいうまでもなく、司法書士は司法書士法で定められた限度で業務として他人間の事件、権利義務関係に関与するものであるから、業務範囲を逸脱した行為が弁護士法72条の構成要件を充足するときは、もはや正当な業務として違法性が阻却される理由はなくなり、司法書士本来の業務である書類作成行為も、業務範囲を逸脱した行為の一貫としてなされたときは、全体として違法評価を受けること免れないと解すべきである。なおこの場合、右の業務範囲を逸脱した行為自体について、同条所定の反復業務性及び報酬目的が備わっていることを要すると解すべきである。

以上

青山隆次郎氏略歴



1963年：福岡市生まれ

1985年：慶應義塾大学経済学部中退

ホテル勤務を経た後、司法書士事務所に2年6ヶ月、弁護士事務所事務長として6年1ヶ月勤務

1999年：10月に行政書士登録し開業、裁判事務を中心として活動。またCFPとして相続対策や事業承継に取り組んでいる。